

埼玉西部環境保全組合職員の勤務時間に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉西部環境保全組合において制定すべき条例のうち鶴ヶ島市条例を準用する条例（平成11年条例第2号）第2条において準用する職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年鶴ヶ島市条例第12号）及び埼玉西部環境保全組合において制定すべき規則のうち鶴ヶ島市規則を準用する規則第2条において準用する職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成9年鶴ヶ島市規則第3号）に基づき、職員の勤務時間等について定めることを目的とする。

(勤務時間の割振り等)

第2条 1日の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時15分までの間に行うものとする。

2 休憩時間は、午後零時から午後1時までの間とする。

3 管理者は、職務遂行上特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、勤務を割り振る時間及び休憩時間を変更することができる。

附 則

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日訓令第2号）

この規程は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成18年4月27日訓令第2号）

この訓令は、平成18年5月10日から施行する。

附 則（平成21年3月25日訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日訓令第1号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。